

## 第一章 生い立ちから四國時代

### (名東縣)

#### 第一節 生い立ち

治愿は濃尾輪中地帯の典型、百曲<sup>ひやくまがりつつみ</sup>堤輪中の美濃國厚見郡佐波村大庄屋川瀬文博の次男として、弘化四年(一八四七)四月十五日に誕生。幼字を鎌之助と言い、出生の地の佐波は難物河川として著名な境川に面しており、彼は生まれながらにして河川土木に深いつながりをもっていた(明治の名古屋人)。

天性鋭果警敏人に絶し尤も心計に富んでいた(岐阜県郷土偉人傳)。

嘉永四年(一八五二)(五歳)父文博に就き読書習字の教えを受ける。

安政六年(一八五九)(十三歳)木蘇大夢の門に入る。

文久二年(一八六二)(十六歳)実業に従事し家産を治む。

明治元年(一八六八)(二十一歳)京都に遊学。

明治三年(一八七〇)十二月一日宮内省内舎人局直丁を命ぜられ四年之を罷め、京都在住中、黒川敬弘の養嗣子となった(岐阜県郷土偉人傳)。

#### 第二節 四國(名東縣)時代

##### 大坂山道路の改修

明治五年(一八七二)八月 黒川治愿は、香川縣吏に補せられ(明治の名古屋人)香川縣等外二等出仕を拜命した。翌年、香川縣が徳島縣と併合し、名東縣<sup>みょうとう</sup>と名称は変わるがそのまま吏員として在職する。

明治六年(一八七三)四月 名東縣十五等出仕となり、同年十月養父敬弘が没し家督を継ぐ。

明治八年(一八七五)七月 名東縣土木係事務を担当。

阿波、讃岐の國の境に在る難所の大坂山道路改修工事を竣工させた(岐阜県郷土偉人傳)。

平家物語などによる「屋島の戦」は平家が源氏に敗れるが、その敗因は源氏の来襲を海上ルートと淡路鳴門ルートとのいずれかと想定して防衛線を張っていたのに、義経軍が阿波の國吉野川に沿って西へ廻り、進路を北に変え讃岐山脈を越え、大坂山道路に入り、大坂峠を駆け抜ける極秘の行動で屋島を背後から急襲したという説があるのである。

明治六年八月二日付 府縣の土木事業費について、「申請には府縣で前以て四分を用意し圖面並びに目論見帳を添えて大蔵卿へ伺い出るべき事。許可になっても六分しか補助しない」と大蔵省達番外通知がある。

「河港道路修築規則」及び「府縣堤防用悪水樋堰道路橋梁入費 辰ヨリ午迄三ヶ年平均」一覽表(総計百五

拾壹万参千壹百九拾貳圓七拾錢貳厘）が添付されている。

これによると、愛知縣とそれに接する各縣では、長野縣 貳万七千六百五拾壹圓五拾四錢、岐阜縣 貳万貳千七百八拾四圓參拾七錢、静岡縣 參万五千六百五拾六圓拾參錢、濱松縣 六万参千八百壹拾八圓四錢六厘、愛知縣 七万六千壹百七拾六圓九拾五錢九厘、三重縣 貳万四百參圓五拾九錢七厘、となつてゐるのに對し、名東縣は 貳拾貳万五百拾八圓五拾七錢と桁外れに多い。

明治政府は廢藩置縣後に讃岐國と阿波國を、香川縣、徳島縣としたが、明治四年（一八七一）この兩縣を併合し「名東縣」とし、大きな縣となつた。

とはいえ、拾萬圓を越える府縣は少なく、例えば大阪府（八万六千五百九拾七圓廿五錢四厘）と堺縣（参万六千壹百六拾六圓拾七錢九厘）を合わせても拾壹萬円程度であつた。

突出している理由は、名東縣の土木工事が難儀な工事であるためと思われた。黒川治愿が担当した大坂山道路の工事詳細についての記録は、遺憾ながら入っていない。

名東縣は、黒川治愿離任後の明治九年（一八七六）に再び香川縣と徳島縣とに分離された。

## 第二章 愛知縣の十年

### 第一節 愛知縣土木技師として赴任

尾張藩は廢藩置縣後、藩主徳川慶勝が知藩事に就任していたが、明治四年（一八七一）十一月二十二日名古屋縣となり、縣令に旧安濃津（三重県津市）藩士で宇和島縣參事井關盛良<sup>いせきもりとめ</sup>を任命した。当時の名古屋縣廳の事務担当者は、殆ど尾張藩の旧藩士であり、藩からの引継事務と縣の行政事務が混ざり複雑な現象が生じ、その責任を縣令に押しつける傾向があつて紛争が絶えなかつた。明治五年（一八七二）四月二日名古屋縣を愛知縣に改名した。其の十一月には額田縣を併合し、全国でも最大級の縣となる。

明治六年（一八七三）五月鷲尾隆聚<sup>わしのおたかつむ</sup>が縣令に任命されたが、「縣に令たるや舊公卿たるを以て自ら古昔王朝時代の国司の風有り手を拱するのみ」と「尾參寶鑑第三卷」で酷評されている人物で、明治八年（一八七五）十月に、後任未定のまま解任された。後任が任命されるまでは、生田純貞<sup>いくたすみさだ</sup>貞權參事が代理をしており、黒川治愿は、明治八年十一月愛知縣に採用された。

不在であつた縣令は、明治八年十二月に旧熊本藩士で福島縣令の安場保和が発令された。

この安場縣令は、黒川治愿とともに土木事業で名をなすが、其の他にも的確な施策を行っている。それらは省略するが、愛知の「養蚕」にも意を注いだことだけを付言しておく。

黒川治愿は、明治九年三月愛知縣勸業課の土木主務主任心得に任命される。同年は明治政府の地租改正の頃であり、土木担当の彼が東京出張に当たり、税制問題について無縁ではなかったらしく、次の様な記録が残されている。

東京出張黒川治愿ヨリ電報(明治九年七月二十六日)

野村權大屬

沽券税分通り仮納ノ義ニ付別紙之通東京出張黒川治愿ヨリ電報有之候間則供御覽候也

(愛知県公文書館所蔵文書72・52・45)

いうまでもなく、土木の場合、治水は喫緊の用務である。

明治十年十二月十三日

一等屬 野村賀眞 令

左ノ通出張御申付相成候此段御伺候也

十四等出仕 黒川治愿

本曾川通り油島ノ切水量杭打立ニ付候爲立会岐阜縣出張申付候事

明治十年十二月 前同人

(愛知県公文書館所蔵文書史料70・267・3)

## 第二節 木曾川分水工事

これより先、明治政府は治水事業のため先進国の技術者を招聘し成果を挙げようとしており、その外国人技師の一人がデ・レーケで、黒川治愿との接点となる次のような記録がある。

明治十一年(一八七八)一月 愛知・岐阜・三重三県の長官(正式には「縣令」後の「県知事」)が木曾三川改修沿岸を検分し各県の担当官が随行した。

同年二月内務省土木局雇工師デ・レーケ、中村内務少書記官が、木曾三川改修のための現地踏査に犬山へ出張、各県の担当官等を含めた一行十七名で三月上旬まで木曾川沿岸の調査が行われた。二月二十八日は立田輪中(愛西市)と油島(岐阜県海津市)締め切りの点検をしている。

これらの記録から黒川治愿が愛知県の担当官として一行に加わっていたと思われる。

このように、彼は明治九年の愛知県赴任から僅々一年にしてその才能の非凡なることを知らしめたものである。明治十年十二月には

十四等出仕 黒川治愿

右一等昇給願度候

(徳川林政史研究所X70・267・3・312)。

この記録では、名東県吏員として十二等であったから、愛知県では給与が下がったが、彼の活動を高く評価せざるをえなかったというべきであろう。

### 第三節 治愿の一夜橋

明治十一年（一八七八）十月十九日 明治天皇御巡幸に際し黒川治愿は行幸御用係を命ぜられる。

十月廿八日 天皇は岡崎驛御着輦して、専福寺を行在所とされた。此夜暴風雨のため、翌日午前四時頃、豊川橋は中央二十八間流失した。晴天となったが、尚當驛に御駐輦し、岩倉右大臣、大隈參議、井上參議、徳大寺宮内卿、佐々木一等侍補、杉宮内大輔、谷森太政官少書記等と共に連尺小學校及び公園を巡視した。専福寺住職本多裕護は勘八山で穫れた松茸を、第十一區々長代理戸長柴田正厚等は生鮎一桶を献上し、古書画及び古器物を天覧に供し、天皇は御筆を執りて鮎圖をお寫しになった。

三十日 權少教正佐藤説門（大樹寺住職）、静岡縣令大迫貞清が拜謁されたあと、藤川驛大西管次方本宿村平岩夫太郎方に御小休、赤坂驛近藤芳次郎方にて午餐、伊奈村加藤謙一方、下地村夏目直一方に御小休、輿にて、急造の豊川橋を過ぎ豊橋船町加藤平八方にて再び馬車に御召替になった。豊橋驛着御し、悟眞寺を行在所としされた。住職山田辨承は、寺寶、後陽成天皇宸筆六字名號などを天覧に供し、且つ手製の八橋納豆を献上した。又安場縣令、國貞大書記官を行在所に召し、連日供奉の勞を慰せられた。

三十一日 豊橋驛御發輦し、二川驛に着御され松坂權一郎方にて御小休、静岡縣に入られ、十一月九日東京に還幸された。

この度の行幸について御慰勞の思召を以て愛知縣在勤官吏八百八十五人に酒餞料金二百五十五圓五十錢を賜った（愛知縣史第三卷）。

なお、「明治十一年十月 明治天皇行幸直前に豊川決壊。豊橋も破壊。黒川治愿、假橋を急造。宮内省から金員を下賜された」という新聞記事がある。

彼の能力が驚異的であったことはこれをもって十分知ることができよう。愛知縣に次のような文書が残っている。

明治十一年十二月二日

六等屬

黒川治愿

右は技術練熟事務勉勵致シ格別ノ御用相成候ニ付更ニ一等ヲ進メラレ候様有之度此段見込上申候也

（徳川林政史研究所X70・172・5・264）

明治十三年四月五日 四等屬土木課長となったが、

「明治十三年四月十日改の愛知縣職員録」には、

五等屬勸業課黒川治愿岐阜縣

とあり、勸業課から土木課が分離設置された明治十三年頃、この職員録が印刷中のためと思われる。

#### 第四節 井上馨への財政・貿易意見

国立国会図書館に保管されている文書類の中に「井上馨関係文書」という綴がある。その「第六十冊」の中に「黒川治愿建議・建議附言」があり、墨書で罫紙二十八枚にして文字が約一万一千二百に達するもので、彼が非凡な才能を示した意見書である。これが井上馨の段階で留まっていたのか、どのように評価されたのかはつまびらかではないが、出色の意見書であることに異見はないであろう。建議書を読めばその造詣の深さに驚嘆させられる。

#### 第一項 建議

臣藕カニ惟ミルニ我文武睿聖ナル

天皇陛下帝位ヲ繼カセラレシ以來夙ニ興キ夜ニ寢子孜孜勵精半咎寸陰モ憚リ給ハス朝夕ニ富國ノ策ヲ議シタニ強兵ノ術ヲ論シ民ヲ惠ミ國ヲ愛シ文物ノ盛ナル今日ノ如キニ至ル古ヨリ未タ曾テアラサル所也

既往ヲ回顧シテ十四年前ノ世態ニ溯レハ實ニ別天地ノ如シ維新ノ功其速カナル此ノ如キモノハ天威ノ致ス所ト雖モ亦在位其人ヲ得ルニ由ラスンバアラス然リト雖モ府縣ノ士民猶ホ國會ノ開設ヲ希望シ未タ嫌ラサルカ如キ色アルモノハ何ソヤ政府至仁ノ心ヲ以テ夙ニ舊弊ヲ一洗シ束縛ヲ解キ勉テ徭役ヲ省キ税斂ヲ薄シ敢テ官倉府庫ノ空竭ヲモ顧ミサルニ至ルト雖モ士民却テ其德義ヲ忘レ人心浮薄風俗驕奢ニ流レ其弊日一

日ヨリ甚シク終ニ財政ノ一大困難ヲ來セバナリ

今日最大至急ノ要務ハ財政ノ困難ヲ救フニ在リ財政ノ困難ハ貨幣ノ濫出ヨリ生シ貨幣ノ濫出ハ貿易品ノ不權衡ヨリ成リ貿易ノ不權衡ハ其因ル所ニ種アリ

一ハ人心浮薄風俗驕奢ニ流レ輸出入品ヲ浪費スルノ弊害ヨリシ一ハ紙幣ヲ増發シ内國貿易上ニ過當ノ融通ヲ與ヘ自然ニ内國人ヲシテ貨幣ヲ貴ハサラシメ終ニ物價ヲ騰貴セシムルニヨル然ルヲ政府曩見ル所アリ内務省ニ勸農局ヲ置キ大藏省ニ外国品買入係ヲ設ケ輸出品ヲ繁殖シ輸入品ヲ減セン事ヲ圖リ又畏シコクモ主上親カラ儉約ヲ行セ給ヒ皇城炎燒以來既ニ七年ノ星霜ヲ經過スルモ尚未タ之ヲ建築シ給ハス屢々節儉ノ睿旨ヲ政府官吏ニ發令セラルルト雖トモ制度寬恕ニシテ之ヲ官衙ニ止メ曾テ人民ノ私ニ及ホササレハ民其恩德ヲ輕侮陵夷スルノミナラス徒ニ觀美ノ浮華ヲ爭テ皮相ノ開化ヲ競ヒ陰カニ負債ノ岳ヲナスモ陽ニ毛織ノ洋服ヲ着シ輸入品ニアラサレハ時好ノ流行ニアラス輸出品ハ則チ絹布ニアラサレハ體膚ニ適スルニ足ラスト云フノ甚シキニ至リ輸出入品ヲ併セテ消費スルコト其幾何ナルヲ知ラス又紙幣増發ノ爲メ金銀ト物品ノ權衡ヲ失ヒ日本人民ハ金銀ヲ廉ナルモノト見做シ之レヲ貿易スルカ故ニ内國品ハ非常ノ不廉ニ當リ外國品ハ非常ノ廉價ニ當願願ルヲ以テ千餘年來貯蓄シタル正金銀ヲ一時ニ輸出シ外國品ヲ買入レ終ニ今日ノ如キ財政ノ大困難ヲ生スル所以ナレハ官頓カニ農工ヲ業ヲ興サント欲スルモ到底一杯ノ水ヲ以テ一車薪ノ火ヲ防クカ如ク目下焦

眉ノ急ニ方リ豈其效アルヲ得ンヤ畜其效アラサルノミナラス内外物價ノ不權衡ヨリ物産工業大ニ退歩スルモノ無キニ非ス然ラハ則何ノ策ヲ以テ之ヲ濟サンヤ曰ク一金ヲ得ルハ一金ヲ失ワサルニ如カス誠ニ之ヲ濟サント欲セハ其本ヲ絶チ其末ヲ理ムルニ如カス蓋シ其本ヲ絶チ其末ヲ理ムルノ道如何ンセハ則チ可ナラン

曰ク第一ニ諸官員ノ服制ヲ改メ大臣以下木綿織ヲ以テ之ニ充テ猥リニ外國品ヲ消費セサラシムヘシ如何ントナレバ節儉法ヲ人民ニ施スニ方リ之レニ令スルニ輸入品ヲ用ユヘカラス輸出品ヲ浪費スヘカラサルヲ以テスレハ大ニ外交上ニ影響アルノミナラス所謂法令ヲ以テ人民ヲ治ムルモノニシテ中心悦テ之ヲ守ラス愚民屢々其法令ヲ犯シ遂ニ要旨ノ行ワレサラン事恐ル故ニ上タルモノヲシテ卒先セシメ下タルモノヲシテ之ヨリ甚シキモノアラシメ識ラス知ラス節儉ノ風俗ニ移ラシメン事ヲ要ス

第二ニ士民ヲシテ節儉ヲ行ワシメ猥リニ輸出入品ヲ消費セサラシメント欲スルモノハ維新以來頻ニ外國文明ノ美ヲ觀テ頓ニ之ニ倣ハント欲スルモ如何セン我國未タ工業ノ道進歩セサルヲ以テ陰ニ貨幣ヲ擲チ外國品ヲ求メ大ニ皮相ヲ文飾シ而シテ旁ラ工業ノ進歩ヲ謀ル是レ諺ニ所謂ル軍ヲ見テ矢ヲ矧クモノニ齊シク兵法ニ所謂敵ヲ知テ己ヲ知ラサルモノニシテ其軍必敗レントス決テ得策ニアラサレバナリ故ニ今衣服ノ皮相ヲ廢シ他年財用足ルノ日ヲ俟テ大ニ爲ス事アラン事ヲ欲ス曰ク第三ニ二十一等官以上ノ官祿ヲ半減シ其減シタル

半額ヲ以テ在職ノ長短ニ應シ終身祿ヲ與ヘヨ如何ントナレハ維新以來華士族平民ノ別ナク人才ヲ登用シテ政府ヲ組織シ其政公且平ラカナリト雖トモ定録ノ法ナキヲ以テ在職中ハ官祿ニ安ンスルモノ人皆終世奉職スル能ワサルヲ知ル故ニ奉職中ニ老後ノ活計ヲ定メン事ヲ慮リ官祿ノ幾分ヲ割テ之ヲ貯蓄スルアリ株式ヲ購求スルアリ原野ヲ開墾スルアリ或ハ金銀ヲ貸借スルアリ政府曩ニ官吏ノ商業ヲ禁スト雖モ官吏タルモノ公務ノ外ニ私事ノ營アリテ自然ニ人民ト利ヲ爭フヲ以テ人情浮薄ニ流レ人民ノ官吏ヲ見ル事商人ノ工人ニ於ルカ如ク官吏ノ人民ヲ見ル事商賈ノ得意先ヲ見ルカ如キノ醜狀ヲ露ハシ國家ヲ愛スルノ念ヲシテ日一日ヨリ薄カラシム其弊ヤ朝ニ人才ヲ減シ野ニ遺賢アラシムルニ至ラントス天ノ未タ陰雨セサルニ及ヒ速カニ慵戸ヲ網繆セスンハ必ス臍ヲ嚙ムノ憂アラン

曰ク第四ニ銀行營業年期中ノ純益金ヲ豫算シ毎年之ヲ國庫ヨリ支償シ一時銀行紙幣ヲ廢セヨ如何ントナレハ其據ル所アリ聞ク通用紙幣ハ當十三年ニ至リ殆ント壹億四千萬圓ノ巨額ニ涉ルモ明治十一年ハ壹億貳千萬圓ニシテ明治九年ニ於テハ僅カニ九千萬圓ニ過スト其言固ヨリ信シ難シト雖モ當十三年度ノ紙幣發行高壹億四千萬圓ニシテ米壹石ノ代金則拾圓内外ニ居レハ今假ニ之ヲ比例ノ目安トシ十一年度及ヒ九年度ノ紙幣發行高二比シ之ヲ算當スレハ則米壹石ノ代金九年度ハ六圓内外ニシテ十一年度ハ八圓内外トナリ之ヲ其兩年度ノ實價ニ比スルニ大ナル差違ナシ由是觀之レハ其聞ク所

モ亦大ナル差違ナキヲ信スルニ足ル然ラハ通用紙幣ノ員數ハ米價ノ比例ヲ以テ之ヲ量ルニ足り則明治五年中ノ米價壹石ノ代金四圓ナルモノハ當時ノ紙幣亦五千六百萬圓ニ過サルヲ知ルヘシ果テ然ラハ非常ノ凶年アルニアラサレバ物價ノ高低ハ紙幣ノ通用高二據ルモノト信ス是其一也

國立銀行ヲ興シ通用紙幣ニ殆ント三倍ノ價額ヲ有スル公債証書ノ下落ヲ禦カントスルモ公債証書ノ利息モ亦紙幣ナレハ所謂壹圓ノ紙幣ヲ以テ三圓ノ公債証書ヲ救フカ如ク其效アラサルノミナラス譬ハ百圓ヲ利セント欲シテ却テ三百圓ヲ失フモノニ均シ是其二也

初ノ公債証書ヲ發行セラルルニ方リ政府之レカ抵當ニ乏ク加之ラス過度ノ紙幣ヲ發セハ從前ノ紙幣ニ影響アラン事ヲ恐レ敢テ利息ノ損失ヲ顧ミス止ヲ得ス之ヲ發セラレタルモノニ外ナラズ然ルヲ末々幾何ナラス其無抵當ニシテ發起シタル公債証書ヲ再ヒ政府ニ預リ自カラ之ヲ確實ノ抵當品ト假唱シ銀行紙幣ヲ發行セラレ所謂ル壹圓ノ負債ニ貳圓ノ利息ヲ拂ヒ自分ノ金ニ自分ノ利息ヲ出スカ如キ方法ヲ設ケ加之ラス從前ノ貨紙幣ヲ併セテ價位ヲ失ワシメ大ニ當初ノ趣向ニ反シ終ニ今日ノ如キ財政ノ困難ヲ來スモノ是其三也 初メ國立銀行ヲ設クル所以ハ公債証書ノ賣買價位ノ下落ヲ禦クカ爲メニスルモノノ如シト雖トモ公債証書ノ價額ヲ潰トシ爲メニ其損失ヲ受クルモノハ訣所有者一般ノ損失ニアラス紙幣ノ價位ヨリ生スル損失ハ則チ利息金ノ價位ヲ減シ實地ノ損失ヲ受ケ獨リ訣所者ノミニ限ラス官民

擧テ其損ヲ蒙ラサルハナシ然ルヲ況ヤ賣買價位ニ補ヒナキ銀行ニ於テヲヤ是其四也

公債証書ハ概子華士族ニ向テ發起セラレタルヲ以テ士族窮スト雖トモ今尚十二七八ヲ所有シ曾テ產業ニ安ンスルモノ少ナシ然ルヲ銀行紙幣發行ノ爲メ大ニ紙幣ノ價位ヲ下落セシメ譬ハ當初米穀貳拾石ヲ買得スヘキ利息金ヲ與ヘタルモノ今頓ニ其半額則拾石ノ買得代金ニモ不充分ノ利息金ヲ與ヘ無産ノ士族輩ニ非常ノ困窮ヲ蒙ラシム今ニシテ之ヲ救ワスンハ他日如何ナル變動ヲ醸生スルモ亦末々知ルヘカラス是其五也

聞ク之ヲ好ムモノハ之ヲ貴フニ如スしかト然ルニ内國人民ハ近時大ニ貨幣ヲ賤シメ金銀ヲ好マサルモノアリ何トナレハ明治五六年ノ頃譬ハ米壹石ヲ賣リ通貨四圓ヲ求メ足レリトスルモノ今ヤ米壹石ヲ賣ントスレハ必ス紙幣ヲ以スレハ拾圓銀貨ヲ以スレハ七圓五拾錢以上ヲ得ルニアラサレハ賣ラス由是觀之特リ紙幣ヲ貴ハサルノミナ貨幣モ又大ニ貴ハサルモノアリ故ニ内國品ハ七圓五拾錢ノ高價ナルモ外國品ハ自然に四圓ノ廉價ナルモノノ如クシテ勉テ内國品ヲ措キ外國品ヲ購入消費スルモノ日一日ヨリ多シ然ルニ外國人ハ之ニ反シ譬ハ昔日唐糸壹丸ヲ以テ四圓ノ貨幣ニ易フモノ今尚壹丸ヲ以テ四圓ニ易ユルカ故ニ近時外國人ハ華々汲々日本ニ向テ原價四圓ノ唐糸ヲ賣リ日本ノ七圓五拾錢ヲ買求メンコトヲ勉ムルモノアリ抑内國人ノ其貨紙幣ヲ貴ハサルモノハ我レ其理由ヲ知ル夫レ希有ノ物品ヲ貴ヒ多數ノ物品ヲ賤ムハ古今人情ノ同キ所ナリ然ルニ銀行紙幣ト

唱へ人間衣食住ニ實用ナキ貨幣ヲ補ヒ内國貿易上ニ過分ノ紙幣則貨幣ノ代理者ヲ發シ貨幣ノ本務ニ間暇アラシムルヲ以テ愈々補テ愈々賤メ加之近時日本人民ノ漸ク貨幣ヲ好ミ金銀ヲ貴ヒ壹圓ヲ壹圓四五拾錢ト爲サントスルヲ當局者ハ單ニ紙幣ヲ賤シムルモノト見做シ國庫貯蓄ノ貨幣ヲ橫濱ニ出シ勉メテ貨幣ノ價位ヲ尚賤シカラシメンコトヲ謀ルモノハ陽ニ貨幣ノ外出ヲ惡ムモ陰カニ之ヲ賤メ之ヲ却クルモノニシテ所謂大ヲ救ワント欲テ油ヲ灌クモノノ如シ故ニ今若シ焦眉ノ急ヲ救ワント欲セハ寧ろ貨幣ヲ三圓以上ノ價額ニ騰貴セシメ外國ノ壹圓ハ則日本ノ三圓ニ當ルモノトシ内國品ハ假令原價三圓ナルモノヲ外國ニ賣ルトキハ僅壹圓ヲ以テ賣ルモノ之レニ利アラシメ外國品ハ假令原價壹圓ヲ以テ買入ルルモノ之ヲ内國ニ賣ルトキハ必ス三圓以上ニ賣ラサルヲ得サラシメハ忽チ貨幣ノ外出ヲ防キ内國物産又隨テ盛ナルヘシ然リト雖トモ今頓ニ貨幣ノ價位ヲ貴重ナラシメハ人民ハ直ニ之ヲ紙幣ノ下落トシ紙幣ニ影響スルモノ亦少々ニアラサランコトヲ恐ル故ニ先ツ其紙幣ヲ減殺シ貨幣ノ職務ニ暇ナカラシメ自然貨紙幣ヲ撰フニ違マアラサラシメ貨紙幣位ヲ同シ之ヲ貴カラシメ物價ノ輸入ヲ減シ輸出品ヲ益々盛ナラシメントス是其六也

故ニ今誠ニ此四法ヲ施サハ内國ノ物價忽チ三割以上ヲ下落シ三年ノ内必ス五割以上ノ下落ヲ期スヘシ果テ然ラハ開港場ヲ變シ一大金鑛トナスカ如ク賣ルモノ年ニ數百萬圓ヲ増シ買フモノ年ニ數千萬圓ヲ減シ彼レ忽

チ數千萬金ヲ失ヒ我レ忽チ數千萬金ヲ得貨幣濫出ノ弊忽チ變シテ濫入トナリ國富ミ民饒ゆたかニシテ人情風俗又隨テ敦厚着實ナルヘシ

論者或ハ云フ此四法ヲ施サハ人民ノ自由ヲ剝奪スルノ恐レアリト臣以爲ク然ラズ夫レ皮相ノ奢侈美服ヲ着シ金皮時計ヲ用ユルノ類ヲ云フ今日ノ甚シキニ至ルモ内部ノ奢侈美味ヲ食ヒ美酒ヲ飲ミ洋食ヲ嗜ムノ類ヲ云フ末々歐米諸國ノ如キ甚シキニ至ラス往々足ニ傷テ西洋履ヲ穿チ銀時計ヲ繫クニ金鎖ヲ用ユルカ如キモノアリ由是觀之ハ各自開進ノ小勇ヨリ止ムコトヲ得ス皮相ノ奢侈ヲ極ムト雖トモ中心真ニ悦テ之ヲ為スニ非サルヤ其肺肝ヲ見ルカ如シ故ニ政府之レカ盟主トナリ之ヲ矯正スルアラハ大旱ノ雲霓ヲ望ムカ如ク沛然トシテ誰カ能ク之ヲ禦カン民其法令ヲ守リ敢テ自由ヲ害スルモノナシ

論者或ハ云フ不換紙幣ヲ廢シ之ニ換ルニ正金銀ヲ用ヒサレハ物價ノ下落視ルヘカラス故ニ外債ヲ募リ悉皆紙幣ヲ引換ヘスルハ之ヲ濟フ能ワスト臣以為ク然ラス今若シ壹億以上ノ正金ヲ發シ内國物産貿易用ニ餘リアラシメハ内國人民ハ愈々貨幣ヲ賤メ益々物價ヲ騰貴セシメ三年ノ内必ス擧テ之ヲ外出シ國ヲ賣リ民ヲ質ニスルニアラサレハ之ヲ償還スル能ワサルニ至ン決テ得策ニアラス甚々恐ルヘキナリ 論者又云此四法ヲ施サハ外國貿易上ノ權衡ヨリ意表ノ損失アラント臣以為ク然ラス海外ハ廣ク内國ハ狹シ今遽カニ輸出品ヲ倍シ輸入品ヲ半減スルモ豈海外諸國ノ價額ニ多少ノ影響アラン



ヤ唯奸商ノ為メニ欺カルルコトアラハ往テ之ヲ外國ニ賣ラシムルノミ物價内國ニ廉ナラシメハ諺ニ云フ商神本安ニシテ外商爭テ之ヲ買ワンコトヲ悦ヒ物品愈々輸出シテ金銀愈々輸入シ一層開港場ノ盛大ヲ致シ數年ナラスシテ黄金世界トナルヘシ然リト雖トモ凡通貨ナルモノハ則物品ノ代用ニシテ食ヲ飽カス被テ暖ナラス實ニ一時ノ保証品ニ過サレハ獨リ紙幣ノミニ限ラス假令貨幣ト雖トモ度ヲ超ヘ節ヲ失テ之ヲ内國ニ放タハ亦必物價騰貴スヘシ故ニ數十年ノ後チ貨幣過分ニシテ若此事アラハ其源ヲ察シテ之ヲ制スルノミ夫レ天地ノ事死物ニアラサレハ昔日ノ良法亦必シモ今日ノ良法ニアラス施シテ久シケレハ其幣必ス生ス未タ萬世不易ノ良法アラサル也其幣ノ將ニ甚シカラントスルヲ察シ速カニ之カ文明ヲ改革スルノミ區々姑息ノ支撐ヲ施スハ決テ挽回の得策ニアラサル也

請フ速カニ前ノ四法ヲ須布シ國家ヲ安寧ナラシメン事ヲ愛國ノ心自ラ禁スル能ハス敢テ威尊ヲ瀆冒シテ妄ニ卑言ヲ上ル僭越ノ罪ヲ咎メス幸ニ之ヲ採納シ給ハハ感泣ノ至リニ堪ヘス臣誠恐誠惶頓首再拜

愛知縣官 黒川治愚

明治十三年十月

## 第二項 建議附言

論者曰物價騰貴スレハ自然農工ヲ勸メ物産ヲ盛ントナラシムベシ物産盛ナルハ富國ノ本ナリ猥リニ紙幣ヲ減シ物價ヲ下落セシムルハ富國ノ策ニアラサルナリト

此說一理アルモノノ如シト雖トモ時勢ノ變ヲ知ラサル論ナリ何ントナレハ今ヤ外國ト貿易ノ道開ケ物價内國ニ不廉ナレハ外國人ハ之ニ應スルニ物品ヲ送テ内國ノ金銀貨ヲ買ハン事ヲ勉メ物價内國ニ廉ナラハ外商ハ之ニ應スルニ外國ノ金銀貨ヲ送テ内國ノ物品ヲ買ハン事ヲ勉ムルノ時ナリ

故ニ今日ノ物價ハ外國ノ農工者ヲ勸メ外商等ヲセシムルノミニシテ内國ノ農工者ハ爲メニ不利ヲ蒙リ物産退縮商業大ニ衰弱ヲ視ルヘシ又貨紙幣ヲ金一圓ト名ケ或ハ五拾錢ト名クルモノハ政府ノ專決ニ出ルモノナレハ譬ハ地銀二目ヲ以テ金一圓トスルモ或ハ地銀六目ノ重量ヲ以テ金一圓トスルモ内外人民ハ同シク之ヲ一圓ト唱ヘサルハナシ古來ヨリ一圓ハ一圓ニシテ其名義ハ變ラズト雖トモ其實量ニ至テハ其時々多少輕重ノ差アルヲ以テ中古米一石ノ代金三四兩則三四圓ニシテ大饑饉ト唱ヘ道路ニ餓死スルモノ多カリシモ近時米一石ノ代金拾圓以上ナルコト數年ナレトモ未タ饑饉ト唱ヘ道路ニ餓死スルモノヲ見ス然ラハ今日ノ物價ハ眞ノ高價ニアラス全ク貨幣ノ下落ト云フベシ

故ニ今日ノ物價騰貴ハ内國ノ物産興業ニ補ヒナキノミナラズ物品益々輸入シテ大ニ内國ノ物産者ヲ害スルモノアリ誠ニ物價ノ騰貴ヲ以テ物産ノ繁殖ヲ慮<sup>おもんば</sup>ラハ先ツ内國ノ通貨則紙幣ヲ減シ之ヲ内國ニ求テ得難ク之ヲ外國ニ求テ得易カラシメ(譬ハ内國ハ貨幣貴クシテ米一石ヲ四圓ニアラザレバ賣レザルモノ之ヲ外國ニ賣ルトキハ六圓ニ賣ルコトヲ得ルノ類ヲ云)亦且壟斷

ヲ造テ其末ヲ逐フモノヲ征シ物産者ト徒手無産者トヲ  
區分シ通貨ヲ得ルニ若干ノ難易アラシメ物價内國ニ不  
廉ニ外國ニ對シテ廉ナルモノ、如クナラシメハ

論者ノ所謂ル物價騰貴ヲ以テ農工ヲ勸ムルノミナラ  
ズ外國貿易上ヨリ亦大ニ物産ノ繁殖ヲ補ヒ富国立ロニ  
期スベシ然ルヲ今ノ物價ヲ目シテ單ニ騰貴ト見做シ物  
産繁殖ニ補ヒアリトスルハ誠ニ時勢ヲ知ラサル論ナリ  
今日ノ財政ヲ救フニ紙幣ヲ減殺スルノ外豈他術アラン  
ヤ

論者又曰物價ノ騰貴ハ紙幣ノ多少ニヨラス專ラ紙ス  
ルモ尚未タ物價ヲ下落セシムル能ハズト此說亦一理ア  
ルモノノ如シト雖トモ所謂其本ヲ措テ其末ヲ慮ルモノ  
ナリ何ントナレハ今ノ貨幣ナルモノハ概ネ量目ノ多少  
ニヨリ其位ヲ高低増減シ政府ノ信否及引換準備ノ有無  
ニ関セサルヤ勿論ナリ

然ルニ明治四五年ノ頃譬ハ米一石ノ代金四圓内外ナ  
ルモノ今ヤ正金銀ヲ以テスルモ七圓以上ヲ出スニアラ  
ザレバ一石ノ米額ヲ得ル能ハズ然ラハ特リ紙幣ノミノ  
下落ニアラス正金銀ノ貨幣モ亦大ニ下落スルモノナリ  
然而其正金銀ヲ下落セシムル原由ハ金銀ノ内國ニ過分  
ナル欸金質ノ良否ニ別アルモノ欸年ノ豊凶ニ関スルモ  
ノ欸決テ其過分良否豊凶ノ故ニアラス貨幣日ニ濫出シ  
テ物品益々濫入シ豊年愈々續テ物品愈々多ク貨幣愈々  
精良ニシテ其数愈々少シ然ルヲ其少数ナル金銀貨幣ヲ  
賤シメ反テ其多数ナル物品ヲ貴フモノハ何ソヤ夫レ貨  
紙幣ハ貿易上ノ保証品ニシテ其保証品ハ紙幣増発ノ為

メ近時頓カニ一倍スルモ物品ハ僅カニ百分ノ二三ヲ倍  
スルニ過キス故ニ近年貨紙幣ノ所用ニ間暇アルニ隨ヒ  
漸ク少数ナル正金銀ノ貨幣ヲモ貴ハサルニ至リ前ノ四  
圓ト七圓ノ差違ヲ生スルモノナリ又潰シテ一錢ノ價直  
ナク引換準備ノ現品ナキ紙幣ヲ以テ貴重ノ物品ト交換  
スルニ方リ人皆之ヲ否ムナキモノハ紙幣ノ信仰ヲ未タ  
失ハサルヤ明カナリ

若シ將タ幾分ノ不信仰アリトスルモ譬ハ爰ニ甲乙二  
人アリ各同數ノ資産ヲ所有シ甲ハ一萬圓ノ負債アリ乙  
ハ二萬圓ノ負債アリ然而甲乙同數ノ為換券ヲ出スニ甲  
ノ為換券ヲ信スルノ篤キカ乙ノ為換券ヲ信スルノ篤キ  
カ是元ヨリ甲ノ為換券ヲ確信スルヤ勿論ナリ然ラハ紙  
幣ヲ減殺シ公債ノ幾分ヲ減セハ則乙ノ為換ト甲ノ為換  
券ノ比ニシテ之レカ信仰ヲ増スヤ必セリ故ニ今日ヲ救  
濟スルニ紙幣ヲ減シ内外物價・權衡ヲ得セシムルノ外  
豈救濟ノ良策アランヤ

論者又曰貿易ノ不權衡ハ全ク物産工業ノ進歩セザル  
ニヨルト其說素ヨリ然リト雖トモ今ヤ紙幣増発ノ為メ  
金銀ト物品ノ權衡ヲ失ヒ之ヲ進ムル能ハサルモノアリ  
何ントナレハ譬ハ木綿一反ヲ以テ之ヲ外國ニ賣ラント  
スレバ貨幣僅ニ六拾錢ノ外得ヘカラサルモノ之ヲ内國  
ニ賣ラントスレハ一圓以上ノ貨幣ヲ得ヘク又之ヲ外國  
ニ求メハ僅ニ六拾錢ヲ出シテ足ルモノ之ヲ内國ニ求メ  
ハ一円ノ貨幣ヲ要スルカ故ニ偶々之ヲ内國ニ求メ或ハ  
之ヲ外國ニ售ラント謀ルモ忽チ四割以上ノ損失アレハ  
内國ノ農工商ハ終ニ資本ヲ失ヒ其業ヲ盛ナラシムル能

ハス又鑛山ノ業ヲ以テ國益ヲ興シ之ヲ救濟セントスルモ奈何セン明治五六年ノ頃譬ハ米一石ヲ以テ人夫五十人ヲ使役シ其鑛出スル金銀僅カニ四圓ノ量目ヲ得レハ利アリトスルモノ今ヤ一石ノ米穀ヲ費シ人夫五十人ヲ使使スルトキハ金銀七八圓則前日ニ一倍ノ量目ヲ鑛出スルニアラサレハ利アラズ然而近年漸ク諸器械ノ發明アリ其勞力ヲ昔日ニ比スレハ幾分ノ輕減アリトスルモ今ヤ内國ノ鑛山ハ概ネ數百年來ニ掘荒シタルモノ而已ニシテ譬ハ昔日十丈ヲ鑿テ鑛出スベキモノ今日ハ二十丈ヲ鑿タサレハ得ル能ハサルナリ然ルヲ同數ノ人夫ヲ使役シ昔日ニ一倍ノ鑛物ヲ得ントスルハ決テ得ヘカラサルナリ

故ニ得失相償ハスシテ下民ハ勿論政府ト雖トモ歲入限アリ自然其業ヲ盛ンナラシムル能ハス又維新以來夙ニ勸農工ノ専務官ヲ設ケ之ヲ勸メラル、カ故ニ之ヲ昔日ニ比スレハ更ニ發明スルモノアリ大ニ進歩スルモノ、如シト雖トモ物價ノ騰貴ニ隨ヒ貨幣濫出シ物品濫入スルモノ日一日ヨリ甚シクシテ却テ物産工業ヲ退步セシムルモノ、如シ故ニ今工業物産ノ進歩ヲ謀ラントスレハ必ズ先ツ金銀ト物品ノ權衡ヲ得セシメスンハアルベカラス金銀ト物品ノ權衡ヲ得セシメントスレバ亦先ツ過當ノ紙幣ヲ減シ内國貿易上ニ餘リナカラシメ自然内國人民ヲシテ貨紙幣ヲ貴ハシメ前ノ四割ト一倍ノ損失ナカラシメ民心ヲシテ自然物産工業ニ赴ムカシメスンバアルベカラザルナリ然ルヲ直ニ物産ヲ盛ナラシメ工業ヲ進メントスルハ所謂基本ヲ措キ其末ヲ理ムルモ

ノニシテ決テ理ムヘカラサルナリ

論者又曰紙幣ヲ減殺セントスルモ歲入限アリ之ヲ行フ能ハスト臣以為ク能ハサルニアラス為ササルナリ何ントナレハ竊カニ大藏省ノ歲出入ヲ閱スルニ歲入ノ額ハ五千余萬圓ニシテ流通紙幣ノ數ハ一億餘萬圓ナリ（銀行紙幣ヲ除ク）故ニ全國ノ紙幣ヲ舉クルモ二ヶ年ノ歲入額ニ充ツルニ足ラス然ルヲ紙幣ヲ半減シ物價ヲ半減スレハ譬ハ今年ハ米五百萬石ノ歲入ナルモノ明年ハ米一千万石ノ歲入ナリ其金高ハ同數ナリト雖トモ其費用スル所ニ至テハ必ス一倍ノ功能アルベシ然ルヲ況ンヤ銀行紙幣ヲ合算シ其半額ヲ減殺スルモノトセハ政府ノ歲入ヨリ償却スヘキモノハ僅カニ三千六七百萬圓ニシテ一ヶ年歲入ノ十分ノ六七ニ過ギザレハ假令之ヲ内國ニ負債シ之ヲ消却スルモ決テ行フ能ハサルノ理ナシ然ルヲ況ンヤ其他ニ良法アルヲヤ

論者又曰紙幣ハ内國ノ物産戸口ニ適當ノ數ニシテ決テ過分ニアラスト臣以為ク然ラス何トナレハ内國ノ人口凡三千四百万ニシテ戸數凡八千五百万トシ之カ一年消費スル所ノ物品ヲ概算スレハ平均毎一人金拾八圓每一戸金七十二圓ト見積リ其總額ハ僅カニ六億千二百万圓ニ過ギズ然ラハ内國物産ノ總額モ亦六億千二百万圓ニ過ギサルヲ知ルベシ然而全戸口ノ内概ネ半數ハ農民ニシテ六億余萬ノ半額則三億六百万圓ハ織テ自カラ衣服シ耕シテ自カラ食ヒ其紙幣ノ媒介ヲ恃マス其殘額則三億六百万圓ハ貨幣ノ媒介ヲ恃ミ貿易シテ後チ之ヲ消費スルモノトス然ルニ銀行紙幣ヲ合算スレハ今日ノ

紙幣流通高ハ一億四千余万圓ナルガ故ニ譬ハ内國ノ諸商業ヲ平均シ一ケ年二万圓ノ商法ヲ為スモノヘ一万圓ノ資本ヲ與ヘタルト一般ノ理ニシテ地方狭少ノ日本内國商法ニ過当ノ資本ト云フベシ又紙幣ノ總額ヲ全戸口ニ分賦スレハ每一人ニ四円每一戸ニ十六圓餘トナリ其數甚タ多カラスト雖トモ今ノ内國人民ヲ通觀スレハ常ニ十六圓以上ノ紙幣ヲ所有スベキモノハ百戸中僅カニ三四戸アルノミニテ其以下ハ常ニ一二圓若クハ二三圓ヲ所有スルニ過キザルベシ又人民相互ニ信義ヲ重スルトキハ自然現金賣買ヲ減シ一片紙ヲ以テ其紙幣ニ代用シテ大ニ貨紙幣ノ所用ヲ減縮スルカ故ニ道德ノ風盛ナルニ隨ヒ一層貨紙幣ニ間暇アラシムルモノアリ又内國古來ノ物價ヲ推スニ偶々下落スルモノナキニ非スト雖トモ概ネ一圓ヲ下落スレバ次ニ二圓ヲ騰貴シ二圓ヲ下落スレハ次ニ四圓ヲ騰貴スルモノノ如ク今日ノ物價ヲシテ三百年前ノ物價ニ比スレハ殆ント数十倍ニ騰貴スルモノノ如シ然ル所以ノモノハ何ソヤ曰ク通貨ヲ改造スル毎ニ一分金ヲ二分金トシ一朱金ヲ二朱金トシ其總額ヲ倍スルコト屢々ナルノミナラス三百年來日本ノ衣食ヲ與ヘ鑛出セシメタル金銀ヲ漸次貨幣ニ鑄造シ貨幣ノ流通高ヲ数十倍スルカ故ニ知ラス識ラス物價ヲ数十倍ニ騰貴セシメタルモノナリ故ニ今物價数十倍ナルモ三百年以前ノ貨幣ヲ以テ之レト貿易スルトキハ其權衡僅カニ一倍ノ差アルニ過キス然而其一倍ノ差アル内十分ノ二三ハ示來鑛出スル金銀ノ増加シタルニ原因シ殘ル十分ノ七八ハ近時増發セラレタル紙幣ニ基シ不權衡

ヲ生スルモノナリ由之觀之ハ物價ノ高低ハ專ラ貨紙幣ノ流通多寡ニ関スルモノナリ然ルヲ貿易ニ不權衡ヲ與ヘ政府歳出入ニ不權衡ヲ醸生セハ豈適當ノ紙貨幣ト謂フベケンヤ

論者又曰求テ物價ヲ下落セシメ政府ノ歳入ヲ増サントスルハ所謂策略ヲ以テ民ニ聚斂スルモノニシテ公明政府ノ施スニ忍ヒサル所ナリト臣以為ク然ラス何ントナレハ初メ政略上ヨリ紙幣ヲ増發セラレタルモノ今其政略ノ不可ナルヲ察シ之ヲ改メ之ヲ明治八九年則地租改正ニ用ヒラレタル米價ノ平均ヲ求メタル年度ト同數ノ紙幣トシ其權衡ニ復旧スルノミ物價ヲシテ地租改正ニ用ヒタル平均直段ヨリ尚賤シカラシメスルハ決テ策略ニ非ス亦必ス聚斂ニアラス過テ之ヲ改ムルノミ論者又曰紙幣ヲ減殺スルモ貨幣ノ量目ヲ重カラシメスルハ物價ヲ下落セシムル能ハスト臣以為ク決テ然ラス何ントナレハ今日ノ貨幣ヲ以テ之ヲ外國ノ物價ニ比較シ又之ヲ既往七八年前貨幣發行ノ當初ニ比スルニ大ナル差違ヲ生シ譬ハ昔日銀四目ノ重量ヲ以テ内國品ヲ買得タルモノ今日七八目ノ重量ヲ出スニアラザレハ同品ヲ買得スル能ハス為メニ物價濫入貨幣濫出スルモノ一日一日ヨリ甚シク是内外物價ノ權衡ヲ貨幣ノ價位ヨリ失ヒタルモノニ外ナラス然ルヲ流通ノ員數ヲ節セス猥リニ重量ノ貨幣ヲ發セハ増々金銀ト物品ノ權衡ヲ失ヒ為メニ内國ノ物價ヲ騰貴セシメ内ニハ國庫歳出入ノ困難ヲ増シ外ニハ貿易ノ不權衡ヲ倍シ決テ物價ヲ下落セシムル能ハサルノミナラス困難ノ上ニ困難ヲ重ヌル

モノナリ

論者又曰頓ニ紙幣ヲ半減スルトキハ金融壅塞シテ人民ニ意外ノ困窮ヲ蒙ラシムベシト臣以為ク然ラス何ントナレハ初メ西南征討費二千七百萬圓ト銀行紙幣三千三百余萬圓ト合計六千余萬圓ヲ概ネ三ヶ年間ニ増發セラレタルモ其際人民ニ大ナル得失ヲ視サレハ仮令今日ヨリ断然之レカ減殺ニ着手セラルルモ其順序ヲ逐ヒ之ヲ舉行スルノ日子ハ概ネ二ヶ年間ヲ經過スルニアラサレハ能ハザルヤ必セリ果テ然ラバ之ヲ減殺スルニ於テモ増發ノ當初ニ同ク亦著シキ得失ナルベシト信スルモノナリ然ルヲ姑息ノ臆断ヲ以テ之ヲ今日ニ救ハザルトキハ病者ヲ醫スルニ藥ノ瞑眩ヲ恐レテ藥餌セサルモノト一般ニシテ必ス臍ヲ喫ムノ憂アルベシ豈今日ノ急務ニ方リ断然ノ處置ナカルベケンヤ

論者又曰目下金融忙シク民間貸借ノ利子沸騰スルモノハ紙幣過当ナルニ非ラス却テ不足スルモノノ如シ然ルヲ一時ニ之ヲ減殺スルトキハ一層金融ヲ壅塞シ人民ニ非常ノ困窮ヲ蒙ラシメント臣以為ク然ラス何ントナレバ數來年通貨逐次ニ増發セラレ為メニ物價モ亦漸次ニ騰貴シ譬ハ爰ニ明治八年ノ頃ヨリ金一萬圓ヲ資本トシ營業スルモノ甲乙丙ノ三人アリ然而甲ハ金銀貸借ヲ業トシ乙ハ利益ニ望ミナク什具ヲ購求シ丙ハ厚利ニ望ミナク不動産ヲ購求ス然ルニ其甲ナル者ハ一ヶ年一割宛ノ利息ヲ得テ今ヤ元利金ヲ合セ一萬六千圓ニ増加シ其乙ナルモノハ圖ラサルモ物價一倍スルノ時機ニ遭遇シ今ヤ其價ヲ二萬圓ニ増加シ其丙ナル者ハ其利子ハ毎

年七八分ニ過キザルモ原價ノ三倍スルニ遭遇シ求メズシテ今ヤ原價ト利子金ヲ合算スレハ三萬四千圓ニ増加シ各々若干ノ利潤ヲ得タルモノノ如シト雖トモ其甲ナル者ハ獨リ名義ヲ増加シタルニ止テ今若シ之ヲ不動産ニ換ヘントスレハ僅ニ半額ヲ求ムルニ足ラス亦之ヲ什具ニ換ヘントスルモ十分ノ七八ヲ購求シ得ヘキニ過キスシテ之ヲ乙丙ノ二人ニ比スレハ六ヶ年間貸付ノ手數ヲ費シ却テ二三割若クハ五割ノ損失シタルモノナリ故ニ世ニ金満家ナルモノ前車ノ覆ルヲ觀テ後車ヲ警ムルカ如キ感覺ヲ發シ金銀紙幣ヲ貸付スルヲ願ハス争テ不動産ヲ求メ什具物品ヲ購求スルモノ日一日ヨリ多ク為ニ一層物價ヲ騰貴セシメ金融愈々壅塞シテ利子愈々騰貴スルモノアリ故ニ今紙幣ヲ減殺シ物價ヲシテ下落ニ赴カシメハ彼ノ甲ナルモノ資本ヲ減スルノ患ナク自然既往ニ反シテ金銀紙幣ヲ所有シ之ヲ貸付スルヲ望ミ一層金融ヲ助クルナルベシ 然ラハ則今日ヲ救済スルニ紙幣ヲ減殺シ物價ヲ下落セシムルノ外豈他術アラシヤ 論者又曰銀行紙幣三千三百萬圓ヲ減殺スルモ流通紙幣ノ總額ヨリ計ラハ僅カニ十分ノ二三分ヲ減スルニ過キス然ラハ紙幣ノ價額亦二三割ヲ騰貴セシメ物價隨テ二三割ヲ下落セシムルニ過キス然ルニ今ヤ紙幣ト貨幣ノ價位ハ凡七割ノ差アリ然而尙輸入品益々多キヲ視レハ仮令紙幣ニ三割ノ價位ヲ加フルモ貨幣尙一圓三拾七八錢(一圓二一圓八拾錢ナルモノ三割ヲ低落スレハ元ト云ウ轉比例ヲ以テ算ス)ニ止テ未タ全ク貨紙幣位ヲ同シ貿易ノ權衡ヲ得セシムル能ハス故ニ銀行紙幣ノ外

尚三千余万圓ヲ減殺セサルベカラズ之ヲ減スルノ方法如何ン

曰地租皆納期限ヲ改租以前ノ季節ニ復旧シ一時歳出入ノ融通ヲ求メハ其金高一千四百万圓(地租金總額四千二百萬圓トシ之ヲ一ケ年十二ケ月ニ割賦スレハ一ケ月三百五十萬圓ニシテ其四ケ月分ヲ云)官祿法改正ノ為メ融通ヲ得ルモノ亦一ケ年九百万圓之ニ政府ニ於テ曾テ消却ノ目途アル五百万圓ト官府下渡金四百万圓ト銀行紙幣ヲ合算スレハ則五千七百万圓ヲ減スルコトヲ得ベシ然ラハ必ス物價五六割ヲ下落スベシ果テ然ラハ別紙歳出入差引口ノ通二年目ハ七百五十拾余萬圓三年目ハ千三百五十余萬圓ヲ減少スベクシテ流通紙幣ノ半額ヲ減殺シ得ベキヲ以テ物價必ス半額トナリ自然内國ノ物價ハ外國ノ物價ヨリ凡二三割ノ廉價トナリ輸出品ハ廉ニ輸入品ハ不廉トナリ内國品ヲ以テ代用ヲ得ヘキモノハ必ス外國品ヲ仰カス盛ニ内國品ヲ輸出シテ益々外國ノ貨幣ヲ輸入スルニ至リ全國ノ經濟ハ勿論亦隨テ大藏ノ會計ニ口餘ヲ生シ他日大ニ為スコトアルベシ

論者又曰銀行紙幣ヲ廢シ之ニ國庫ヨリ純益金ヲ支給スルトキハ國庫ニ数百万圓ノ損失アルノミナラズ抵當ノ公債証口ヲ民間ニ放ツカ故ニ價額又大ニ下落ヲ視ルベシト臣以為ク然ラス何ントナレバ銀行紙幣ヲ廢却スルモ銀行ノ名義ハ依然存スルニ非サレバ國庫ヨリ純益金ヲ支給スル能ハス然ラハ曾テ許可シタル營業年季中ハ其抵當品ハ必ス下附スルヲ許サス然ラバ公債証書ノ價額ニ於テ決テ影響アルベカラス又純益金ハ別紙調口

ノ通抵當ナル公債証口ノ利息ト準備金ノ利息ヲ除キ之ヲ支給スルカ故ニ其金高ハ僅二百二十三万余圓ニ過キズ然ラハ一時三千三百万圓ヲ借上ケ毎年百二十余萬宛向フ十六七年ノ間償却スレハ元利皆濟ノ方法ヲ以テ之ヲ借上タルト一般ノ理ニシテ金札引換公債等ヲ募集セラルルニ比スレハ雲泥月贅<sup>べ</sup>ノ差アリ豈單ニ之ヲ損失ト云フベケンヤ

愛知縣 黒川治愿

明治十三年十一月

なお、愛知県や名古屋市(当時、愛知縣第一大區又は名古屋区)が危惧していたのは、鉄道敷設問題であつた。

当初、東京から京都への鉄道経路は中仙道経由と定まっていたが、是では愛知県の發展が阻害されてしまうので東海道経由にして欲しいと陳情をしていた。理由付けには經濟効果と地質・技術方法論のみではなく、財政・經濟効果等の施策を含めた作成が必要であり、それが出来るのはおそらく黒川治愿以外にはいなかったと思われる。

当時の名古屋区長吉田祿在は黒川愛知県土木課長と当時の鉄道局長井上勝に、中山道から東海道への鉄道計画変更の件で「幹線鉄道は東海道へ、驛は笹島に」と要請していた(武豊町誌本文編)。